

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	谷田 良樹
登録番号又は法人番号	07250902
所属する単位会	滋賀県行政書士会
事務所名称	行政書士谷田良樹事務所
事務所所在地	滋賀県東近江市今町279番地21
処分年月日	令和3年9月8日
処分内容（種類）	6月間の会員の権利の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者に対し被処分者の依頼者と申し出る者から滋賀県行政書士会に苦情の申し立てがあったため、事実を確認するべく苦情対策特別委員会が聴取、会長が調査を何度も試みたが、被処分者は口頭や電子メールでは聴取や調査の期日に出席する旨の返答をするものの、期日当日になって何の連絡もなくその場に現れないばかりか、その際、電話やインターネット通話にも応じないなど、いずれも正当な事由なくこれを拒んだ。そこで、その事実をもって会長は綱紀委員会に苦情対策特別委員会の聴取や会長の調査に被処分者が協力しない理由等について調査をさせたが、綱紀委員会の調査に対しても、被処分者は正当な事由なく拒んだ。</p> <p>以上の行為は、行政書士法第10条及び同法第13条並びに滋賀県行政書士会会則第55条、同会則第80条、同会則第83条第3項及び苦情対策特別委員会設置規則第6条第1項に違反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第52条第2項 会長は会員が法または行政書士法施行規則（以下「施行規則」という。）もしくはこの会則に違反し、その他職務の執行に関し、その品位を失うべき非行があると思料するときは、綱紀委員会にその調査をさせなければならない。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第55条 会員は正当な事由がなければ、綱紀委員会の調査を拒んではならない。</p> <p>滋賀県行政書士会会則第80条 会員は、連合会ならびに本会の会則、規則および総会の決議を守らなければならない。</p>

滋賀県行政書士会会則第83条第2項

会長は、必要があると認めたときは、会員の業務を調査することができる。

滋賀県行政書士会会則第83条第3項

会員は、正当な事由がなければ前項の調査を拒んではならない。

滋賀県行政書士会会則第84条第1項

本会は、会員が法律、命令、規則その他滋賀県知事の処分に違反したとき、もしくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、または本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。

苦情対策特別委員会設置規則第5条第1項

委員会は、その職務を行うために必要があると認めたときは、当事者である会員に対して、事実関係の聴取、弁明を求め必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

苦情対策特別委員会設置規則第6条第1項

会員は正当な事由がなければ、委員会の調査を拒んではならない。